



丸山節に850人が歓喜

3月25日(日)午後1時30分から町立第一小学校体育館落成記念として、弁護士の丸山和也氏を招き、文化講演会が行われました。当日は、約850人が集まり、「暮らしに役立つ法律」と題して講演会が行われました。聴講したみなさんは、丸山弁護士のユーモアあふれる丸山節の講演にリラックスして耳を傾けていました。



元町議会議員 小貫さん旭日単光章

元町議会議員故小貫鉄男さんの死亡叙勲伝達式が、3月6日(火)午前10時から行われ、福島県中地方振興局の阿久津局長から遺族に賞状と勲章が手渡されました。小貫さんは、昭和46年から町議会議員を3期12年、うち2年間副議長の要職を務められました。

備えあればうれいなし

3月30日(金)午後2時30分から役場第1会議室において、イオンスーパーセンター株式会社と町は、災害時における防災活動への協力に関する協定書調印式を行いました。この協定では、災害時にイオンスーパーセンターは、食料品や日用品などの物資の供給、鏡石店の駐車場を避難場所として提供することとしています。



一小 中学校
二小 卒業式

学び舎をあとに

小学校は3月23日(金)、中学校は3月13日(火)に体育館で卒業式が挙行され、思い出を胸にそれぞれの学び舎をあとにしました。今年の卒業生は、一小が102名、二小が36名、中学校が165名で、4月より新生活がスタートします。各校とも一人ひとり卒業証書が学校長より手渡されました。



町職員人事

- ◆退職 (3月31日付)
 - 円谷光行(参事兼総務課長)
 - 黒津政美(上下水道課長)
 - ◆異動・昇格 (4月1日付)
- 総務課
 - 課長 木賊正男(総務課総括主幹兼総務グループ長)
 - 鏡石町商工会派遣総括主幹 関根学(健康福祉課主幹兼健康グループ長) 主幹兼総務グループ長 関根邦夫(総務課主幹兼企画財政グループ長)
 - 主幹兼企画財政グループ長 小貫秀明(産業課振興グループ長) 福島県後期高齢者医療広域連合派遣主査 大河原正義(総務課主査) 主査 河合範幸(上下水道課主査)
 - 主査 常松忠央(総務課付 福島県派遣) 副主査 佐久間淳子(税務町民課副主査) 主事 藤田欽一(税務町民課主事)
 - 税務町民課
 - 参事兼課長兼町民グループ長 角田勝(税務町民課参事兼課長) 総括主幹兼税務グループ長 高原芳昭(都市建設課主幹兼事業グループ長)
 - 主任主査 倉田知典(総務課主任主査) 副主査 吉田めぐみ(総務課副主査) 副主査 村岡廣隆(総務課副主査)
 - 健康福祉課
 - 課長 今泉保行(教育課課長) 主幹兼健康グループ長 車田光男(教育課主幹兼生涯学習グループ長) 主幹兼福祉グループ長 小貫正信(健康福祉課福祉グループ長)
 - 児童館
 - 館長 飛沢栄四郎(税務町民課総括主幹兼町民グループ長)
 - 都市建設課
 - 参事兼課長 椎野優偉(都市建設課課長) 事業グループ長 柳沼和吉(上下水道課下水道グループ長) 主査 小貫淳一(上下水道課主査) 主事 大内秀人(上下水道課主事)
 - 産業課
 - 課長兼農業委員会事務局局長 面川廣見(総務課付鏡石町商工会派遣事務局長) 主幹兼振興グループ長 柳沼英夫
 - 農業委員会事務局
 - 事務局長(産業課長兼務) 面川廣見(総務課付鏡石町商工会派遣事務局長) 主任主査 黒田信二(教育課主任主査)
 - 出納室
 - 会計管理者兼室長 八巻司
 - 教育課
 - 課長兼公民館長 遠藤栄作(健康福祉課課長) 総括主幹兼教育グループ長 小貫忠男(教育課主幹兼教育グループ長) 主幹兼生涯学習グループ長 長谷川静男(産業課農政グループ長) 社会教育主事 関忠昭(福島県から派遣)
 - 課長 小林政次(産業課課長兼農業委員会事務局局長) 総括主幹兼下水道グループ長 圓谷信行(税務町民課主幹兼税務グループ長) 主幹兼上下水道グループ長 角田信洋(上下水道課上下水道グループ長) 主査 関根達也(都市建設課主査) 副主査 藤野一(都市建設課副主査)
 - (農業委員会事務局主幹) 農政グループ長 根本博(産業課主任主査) 主事 小林洋一(健康福祉課主事) 上下水道課
 - 課長 小林政次(産業課課長兼農業委員会事務局局長) 総括主幹兼下水道グループ長 圓谷信行(税務町民課主幹兼税務グループ長) 主幹兼上下水道グループ長 角田信洋(上下水道課上下水道グループ長) 主査 関根達也(都市建設課主査) 副主査 藤野一(都市建設課副主査)

町営住宅入居者募集

町では、町営住宅に空きができたため6月からの入居者を次のとおり募集します。

募集期間 5月1日(月)まで

戸数 境団地1戸 3LDK・1戸

入居申込資格者(①から⑤までの条件を全て満たす方)

- ①同居親族がいる方
- ②現に住宅に困窮していることが明らかなる方(持ち家でないこと、親と同居の場合、持ち家となります。)
- ③町内に住所または勤務場所がある方
- ④町税等の滞納がない方
- ⑤月々の収入が20万円を超えない方

方(障害者等の家庭は、26万8千円)

単身入居については、60歳以上の方、障害者認定1級から4級までの方、生活保護被保護者、海外引揚者のいずれか②③④⑤の条件を満たす方。

申込み方法・場所 町指定の入居申込用紙に必要事項を記入し、押印のうえ、必要書類(所得証明等)を添付し、町役場総務課へ申込みください。

選考方法 申込者の現状を確認し、選考委員会の審議を経て入居者を決定します。入居する際は、町内在住2名の連帯保証人が必要となります。問い合わせ先 町役場総務課 ☎62-2111

はり・きゅう・マッサージ等施術費 重度心身障害者福祉タクシー料金

助成券をご利用ください

町では高齢者や障害者の方を対象に、次のとおり助成券を交付しています。

はり・きゅう・マッサージ等施術費助成券

- 対象者 町内在住で、老人医療受給者の方
- 申請に必要なもの 老人保健法医療受給者証(白色) 印鑑、利用資格認定証(以前交付を受けた方)
- 助成内容 1ヶ月1枚の交付となり、1枚で1,000円の助成となります。

重度心身障害者福祉タクシー料金助成券

- 対象者 町内在住で、身体障害者手帳1級、2級の方、療育手帳の程度がAの方
- 申請に必要なもの 身体障害者手帳又は、療育手帳、印鑑、利用資格認定証(以前交付を受けた方)
- 助成内容 1ヶ月2枚の交付となり、1枚で600円の助成となります。
- 交付場所、問い合わせ先 町健康福祉課 ☎62-2115